

奈良県の環境の現況について

(令和2年度、ダイオキシン類)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、令和2年度に県内で実施した環境中の大気、水質、土壌等のダイオキシン類の常時監視調査結果は、次のとおり全て基準値以下でした。(測定機関：国、県、奈良市)

環境媒体	地点数	年平均値の濃度範囲	環境基準
大気	8	0.011 ~ 0.041 (8地点平均 0.023)	0.6
公共用水域 (水質)	7	0.087 ~ 0.43 (7地点平均 0.21)	1
公共用水域 (底質)	7	0.20 ~ 0.36 (7地点平均 0.28)	150
地下水	7	0.050 ~ 0.79 (7地点平均 0.16)	1
土壌	9	0.068 ~ 39 (9地点平均 6.64)	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³
 公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L
 公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

環境中の大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌のダイオキシン類について、調査を行いました。

その結果、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌の全地点で環境基準を下回っていました。

[参考]

1. 全国における環境中のダイオキシン類濃度の状況 令和元年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（令和3年3月環境省）

環境媒体	地点数	平均値	濃度範囲	環境基準
大気	621	0.017	0.0025 ~ 0.24	0.6
公共用水域 (水質)	1411	0.19	0.010 ~ 3.5	1
公共用水域 (底質)	1179	6.4	0.014 ~ 520	150
地下水	498	0.047	0.0085 ~ 0.31	1
土壌	825	3.0	0 ~ 210	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³

公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L

公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

2. 用語解説

- ・ pg (ピコグラム)
1兆分の1グラム
- ・ ダイオキシン類
 - (1) ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
 - (2) ポリ塩化ジベンゾフラン
 - (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル
- ・ TEQ (毒性等量)
ダイオキシン類は、200種類以上の異性体があり、それぞれの毒性が異なるため、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性量に換算して表す単位。
- ・ 土壌調査における一般環境調査及び発生源周辺調査
 - 一般環境調査：特定の発生源の影響を想定せず実施する調査。
 - 発生源周辺調査：特定の発生源として一般廃棄物の焼却場を設定し、その周辺において実施する調査。